

建設労働者確保育成助成金のご案内

助成金の概要

雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた建設事業主に対し、受講料及び賃金の一部が助成されるものです。

支給要件

- ① 受講料を事業主が全額負担していること。
- ② 講習期間中の賃金を支払っていること。
- ③ 当該建設労働者が雇用保険に加入していること。

助成対象となる技能講習等

技能講習

- ① 小型移動式クレーン運転技能講習
- ② 玉掛け技能講習
- ③ 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習
- ④ ガス溶接技能講習
- ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

特別教育

- ① アーク溶接
- ② 電気取扱い(低圧)
- ③ 巻上げ機の運転
- ④ クレーンの運転
- ⑤ フルハーネス特別教育

助成額

労働者数 21 人以上の建設事業主

受講料の 60% < 75% > 及び賃金の一部(日額 6,650 円 < 8,400 円 > × 受講日数)

労働者数 20 以下の建設事業主

受講料の 75% < 90% > 及び賃金の一部(日額 7,600 円 < 9,600 円 > × 受講日数)

※実際の助成額については、宮崎労働局へお問い合わせください。

手続きの流れ

- ① 各様式は【建助様式】にて検索可能です。
なお、技能実習委託契約書については、当協会ホームページよりダウンロード可能です。
<http://www.miyazaki-roukikyo.or.jp/>
- ② 講習修了後「受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金の助成金支給申請内訳書」(建技様式第 3 号別紙 1)に「**技能実習委託契約書**」を 2 部添付の上、当協会へご提出ください。
なお、関係書類作成後、郵便にて返送いたしますので「**84 円切手貼付の返信用封筒**」を必ずご同封お願いいたします。
- ③ 助成金支給申請に必要な関係書類(受講証明等)を受領されましたら、講習修了後 2 ヶ月以内に建設労働者確保育成助成金支給申請書(様式第 3 号)に添付して宮崎労働局職業対策課にご提出ください。

【問合せ先】

宮崎労働局職業対策課助成金センター TEL0985-38-8824 FAX0985-38-8829
〒880-0805 宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 22 号宮崎合同庁舎 5 階

対象となる事業主とは

下記の条件に全てに該当する事業主様は助成金をご利用可能です。

- ・建設業であること
- ・雇用保険の保険料率が 12/1,000 であること
- ・資本金が 3 億円以下または従業員 300 人以下の建設業であること
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること

建設業

●土木工事業	●建設工事業	●大工工事業	●左官工事業	●とび・土工工事業
●石工工事業	●屋根工事業	●電気工事業	●官工事業	●タイル・れんが・ ブロック工事業
●鋼構造物工事業	●鉄筋工事業	●舗装工事業	●しゅんせつ工事業	●板金工事業
●ガラス工事業	●塗装工事業	●防水工事業	●内装仕上げ工事業	●機械・器具設置工事業
●熱絶縁工事業	●電気通信工事業	●造園工事業	●さく井工事業	●建具工事業
●水道施設工事業	●消防施設工事業	●清掃施設工事業		

※上記以外の業種に従事されている方は、不適用となる場合がありますのでご注意ください。

■実技を伴う特別教育の取扱いについてご注意下さい。

1. 学科と実技はセットであること。

※受講申込み又は受講終了後に助成金を利用する場合は、その時点で宮崎労働局へご相談下さい。

【確認者及び相談先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課
助成金窓口 0985-61-8288

必要書類は、厚生労働省 Web サイトからダウンロード可能です

※ **関連機関** [厚生労働省\(建設労働者確保育成助成金\)](#)
リンクあり